

IU-REAL異分野融合・新分野創出プログラム

審査要項

IU-REAL異分野融合・新分野創出プログラム（以下「本プログラム」という。）の審査は、この審査要項に従って、異分野融合・新分野創出プログラム運営委員会（以下「委員会」という。）が行い、その結果を踏まえて審査結果の案を作成し、研究力強化部会（以下「部会」という。）において決定する。

I. 審査方針

本プログラムは、これまでの機構の枠を超え、機構内外の異なる研究分野の研究者から自由な発想による研究を推進する目的に合致する研究課題を選定する。

II. 利害関係者排除

評価に関する利害関係の排除の取扱いについては、次のとおりとする。

- ① 委員会の構成員は、申請課題の共同研究者である場合には、評価に加わらないこととする。
- ② 委員会の構成員は、申請課題の申請代表者、共同研究者との関係において、次に挙げるものに該当すると自ら判断する場合には、評価に加わらないこととする。
 - (ア) 親族関係もしくはそれと同等の親密な個人的関係
 - (イ) 緊密な共同研究を行う関係
(例えば、共同研究の遂行、共著研究論文の執筆もしくは、同一目的の研究會メンバーにおいて、緊密な関係にある者)
 - (ウ) 同一研究単位での所属関係（同一研究室の研究者等）
 - (エ) 親密な師弟関係もしくは直接的な雇用関係
 - (オ) 申請課題の採否又は評価が委員会の構成員の直接的な利益につながると見なされるおそれのある対立的な関係もしくは競争関係

III. 審査の方法等

1. 審査方法

- ① 委員会は、申請代表者から提案のあった研究課題について、「申請書」に基づき、書面審査及びヒアリング審査を行う。
- ② 委員会は、審査に伴い委員会が必要と認めるときは、委員会が指定する学術文化に関わりのある有識者に意見を求めることができる。
- ③ 委員会は、ヒアリング審査の後、研究課題のレベルを判断し、必要に応じ

て意見を付する。

- ④ 委員会によるヒアリング審査の結果を踏まえ、審査結果の案を作成し、部会が採択課題を決定する。

2. 審査に当たっての着目点

共同研究申請に関する着目点は、以下のとおりとする。

(1) 研究目的・目標について

柔軟な発想や斬新な手法に基づき、これまでの機構間連携研究を更に深化・発展した研究目的・内容になっているか。

(2) 研究連携体制について

複数の機構に所属している職員が共同研究者に含まれた研究体制のもと融合研究を実施する研究体制であるか。

(3) 研究概要について

研究概要が具体的であり、設定期間内での実現可能性が高く、社会的インパクトがあり、将来において波及効果が期待される研究であるか。

(4) 中・長期的波及効果について

中・長期的視点に立って「萌芽的な分野」創成への発展など、波及的効果が期待できるか。

本研究に関し、研究期間終了後（2025年度末）に期待する社会的又は学術的な効果や波及について、明確な方向性が示されているか。

(5) 経費について

研究目的・概要に照らして、研究経費は妥当であるか。

スタートアップ申請に関する着目点は、以下のとおりとする。

(1) 研究目的・目標について

柔軟な発想や斬新な手法に基づいた機構間連携による研究目的・内容になっているか。

スタートアップの実施目的が、共同研究へ発展的に展開するための具体的な内容となっているか。

(2) 研究連携体制について

複数の機構に所属している職員が共同研究者に含まれた研究体制のもと融合研究を実施する研究体制であるか。

(3) 中・長期的波及効果について

中・長期的視点に立って「萌芽的な分野」創成への発展など、学術的かつ社会的な波及的効果について具体的な方向性が示されているか。

(4) 経費について

研究目的・概要に照らして、研究経費は妥当であるか。

3. 審査の進め方

(1) 書面審査の実施

委員会が個別に実施する書面審査に当たっては、審査要項Ⅲ「2. 審査に当たっての着目点」の各要素に着目し、次表1により評価を行うとともにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該評価者はコメントのみ表記し評価は行わない。

次表1

評価項目	
(1)研究目的・目標について	
(2)連携体制について	
(3)研究概要について	
(4)中・長期的波及効果について	
(5)経費について	
総合評価	
コメント欄	
評価区分	
4	非常に良い提案である
3	良い提案である
2	提案にやや不十分な点がある
1	提案が不十分である

(2) ヒアリング審査の実施

委員会が実施するヒアリング審査にあたっては、委員会の構成員は、次表1に基づき評価を行うとともにコメントを付す。なお、委員会の構成員が審査課題の「利害関係者」に該当する場合は、そのことを自己申告し、当該委員会の構成員はコメントのみ表記し評価は行わない。

委員会は、委員会の構成員が行った評価をもとに、合議により委員会のヒアリング審査を決定する。

次表1

評価区分		
総合評価	A	非常に優れている
	B	優れている
	C	やや劣る
	D	劣る

コメント欄

(3) 合議審査

委員会による審査の結果に基づき、研究力強化部会が採択研究課題を決定する。

その際、部会によるアドバイス等（本プログラムの趣旨を踏まえた適切な研究実施体制に関するアドバイス、経費執行にかかる条件等）を付した形で、採択研究課題とすることができるものとする。

IV. その他

1. 開示・公開等

- (1) 審査の過程は、非公開とする。
- (2) 審査結果については、個別に通知する。